

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下、「機構」という。）契約事務規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和6年2月5日

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 黒田啓史

1 入札執行者

地方独立行政法人京都市立病院機構理事長 黒田啓史

2 担当部署

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地2 本館5階

京都市立病院事務局施設担当

電話番号 075-311-5311（内線2564）

3 入札に付する事項

(1) 案件名称

令和6年度京都市立病院事業系廃棄物収集運搬業務

(2) 排出事業場

京都市立病院（京都市中京区壬生東高田町1番地2）

(3) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 品目

ア 一般廃棄物

イ 専ら再生利用の目的となる廃棄物

各品目の詳細は別紙仕様書のとおり

(5) 契約方式

総価契約

(6) その他

別紙仕様書のとおり

4 入札に参加する者に必要な資格

機構契約事務規定第2条に規定するほか、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 京都市長から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）第

7条第1項に規定する許可を受けており、当該許可の許可証に記載されている事業の範囲に①ごみ、②食品廃棄物が含まれている者

- (2) 仕様書3「実施方法」に記載の収集頻度を上回る収集運搬能力を有している者
- (3) 京都市競争入札参加停止取扱要綱の規定に基づく競争入札参加資格停止を受け、その期間中でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていない者
- (5) 次のア～キのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札参加資格確認書等の配布期間、配布場所及び配布方法（公告）

- (1) 配布期間
令和6年2月5日（月）から令和6年2月13日（火）まで
- (2) 配布場所及び配布方法
機構ホームページ (<https://www.kch-org.jp/kcho/bid>) にて配布する。直接配布は行わない。

6 入札参加資格確認等

本入札に参加を希望する場合は、次により下記(1)の期限までに下記(2)の書類を各1部郵送（簡易書留に限る。）または上記2へ直接持参により提出すること。電送による提出は受付けない。

- (1) 提出期間

公告の日から令和6年2月13日（火）（必着）とする。

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

ウ 上記4(3)に該当することを示す書類

（京都市入札情報館が公表する参加停止措置一覧表）

エ 上記4(2)、(4)及び(5)に該当することについての誓約書（指定様式1）

オ 確認通知用封筒（長形3号封筒に、宛先を記入のうえ、通常郵便料金に簡易書留料金を加えた切手を貼付すること。）

(3) 提出先

上記2に同じ

(4) 確認通知

入札参加資格の確認後、その結果を令和6年2月16日（金）までに書面により発出する。

(5) その他

ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書は、京都市情報公開条例に基づき公開することがある。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和6年2月21日（水）（必着）までに書面（様式自由）を郵送にて提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札の日時

令和6年2月26日（月）午後1時30分

(2) 入札の場所

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町1番地2

京都市立病院本館 5階会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札予定価格

金 4,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(5) 入札金額

入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(当該金額は、1円単位までで端数切り上げとすること)を入札書に記入すること。

(6) 入札資料の提出方法

角2封筒に下表のとおり同封し、郵送（簡易書留に限る。）または上記2へ直接持参にて提出すること（令和6年2月22日（木）必着）。電送による提出は受け付けない。

角2封筒の宛先は上記2とし、表面に「入札書在中」と朱書きし、裏面糊付部分には封緘印を押印すること。

入札書	長形3号封筒に同封し、表面に「入札書在中」と朱書きし、裏面糊付部分には封緘印を押印すること。
-----	--

(7) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札執行者は、機構契約事務規定第9条に規定する者の入札を拒絶し、機構契約事務規定第10条に規定する場合には、当該入札手続を停止し、又は取り消すことがある。

(9) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書

イ 機構契約事務規定第5条各号に規定する入札

(10) 開札

開札は入札の終了後、8(2)の場所において、入札事務に関係のない機構職員立会のもと、2の担当者において行う。

(11) 落札者の決定方法

ア 予定価格の範囲内で最低価格となる有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札事務に関係のない機構職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(12) 落札者及び落札者以外の入札参加者への通知

令和6年2月27日（火）（予定）に京都市立病院ホームページ上での入札結果の

発表をもって行うものとする。また、落札者には、入札参加資格確認申請書に記載された連絡先に書面の郵送により通知する。ただし、落札者以外の入札参加者においては通知を行わない。

(13) 再度入札

再度入札は行わない。

(14) その他

ア 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

イ 落札者が業務期限開始日以前に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

9 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者は、入札執行者に対して落札者とならなかった理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和6年3月4日（月）（必着）までに書面（様式自由）を郵送にて提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、書面により回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じ。

10 その他

(1) 入札参加資格があると認められた後、入札を辞退する場合には入札の日時までに入札辞退届（指定様式3）を提出すること。

(2) 本件調達に係る予算が成立しなかったときは、この公告を無効とする。この場合において、本件調達の準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を機構に請求することはできない。

(3) 本公告に関する質問及び回答は次のとおりに行う。ただし、予定価格に関する質問には回答しない。

ア 提出期間 公告の日から令和6年2月13日（火）までとする。

イ 提出方法 電子メール（送信後、電話にて受信確認を行うこと。）

宛先を【質疑】令和6年度京都市立病院事業系廃棄物収集運搬業務（〇〇（氏名））とすること。

ウ 提出先 Email : kanri★kch-org.jp ※ ★を@に変換

エ 提出様式 指定様式2による。

オ 回答 提出日から起算して3日以内（土日祝を除く）を目安に機構ホームページ (<https://www.kch-org.jp/kcho/bid>) に掲載する。

(4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 照会窓口は、上記2とする。